

昭和57年 6月分

療養取扱機関

241,001.5
204/83
静岡8.0053

国保 太郎

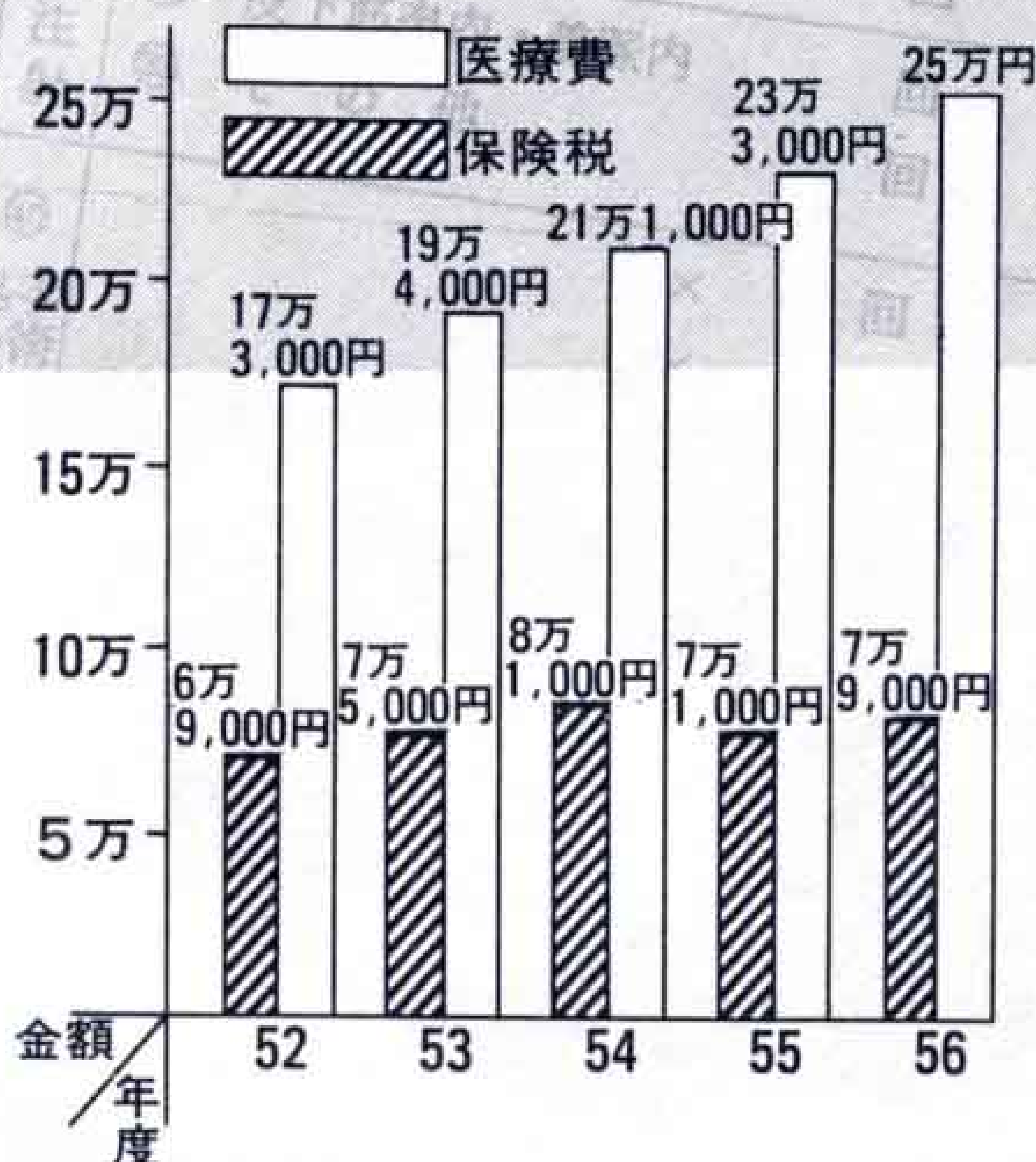
0.文 明人 0

療養取扱機関の所在地及び名称

いざに備えて

あなたはだいじょうぶですか 30

富士市の国民健康保険の
1世帯当たり医療費と保険税



国保はたすけあいの保険

病気やけがなどでお医者さんにかかるとき、私たちは保険証を使います。これは、医療保険制度といって医療費を医療保険から負担するためのものです。わが国の医療保険制度には、会社などへ勤めている人が加入する職域の健康保険と、農業や商工業などの自営業者などが加入する国民健康保険(国保)があります。

国民は、このどれかに必ず加入しなければならない。職場の健康保険などに加入していない人は、すべて国保に加入しなければなりません。

国保は、世帯主でも家族でも、一人ひとりが被保険者となりますが、世帯単位で加入することになっています。したがって、国保に加入すると世帯主の名前で、1世帯1枚の保

険証が交付されます。

国保でお医者さんにかかった場合個人が支払うのは費用の3割だけで残りの7割は国民健康保険から支払われます。

その費用は、みんながいざというときに備えて出し合ったお金、つまり国保税と国や市の補助金で賄われています。

増える医療費 1世帯25万円

現在、市内では、2万2,400世帯(6万2,500人)が国保に加入しています。昭和56年度における、国保加入者の医療費総額は56億2,100万円にもなりました。これに対し、被保険者世帯の国保税賦課総額は17億7,200万円。

これらを一世帯当たりになると、医療費が25万円、保険税が7万9,000円になります。(左上グラフ)

健康で長生きしたい。老後はのんびりと暮らしたい……これは、誰でもが持つ願いです。私たちがより良い生活をしていくためには、お互いが助け合い、協力し合っていくことが必要です。医療保険制度や年金制度はその一つです。

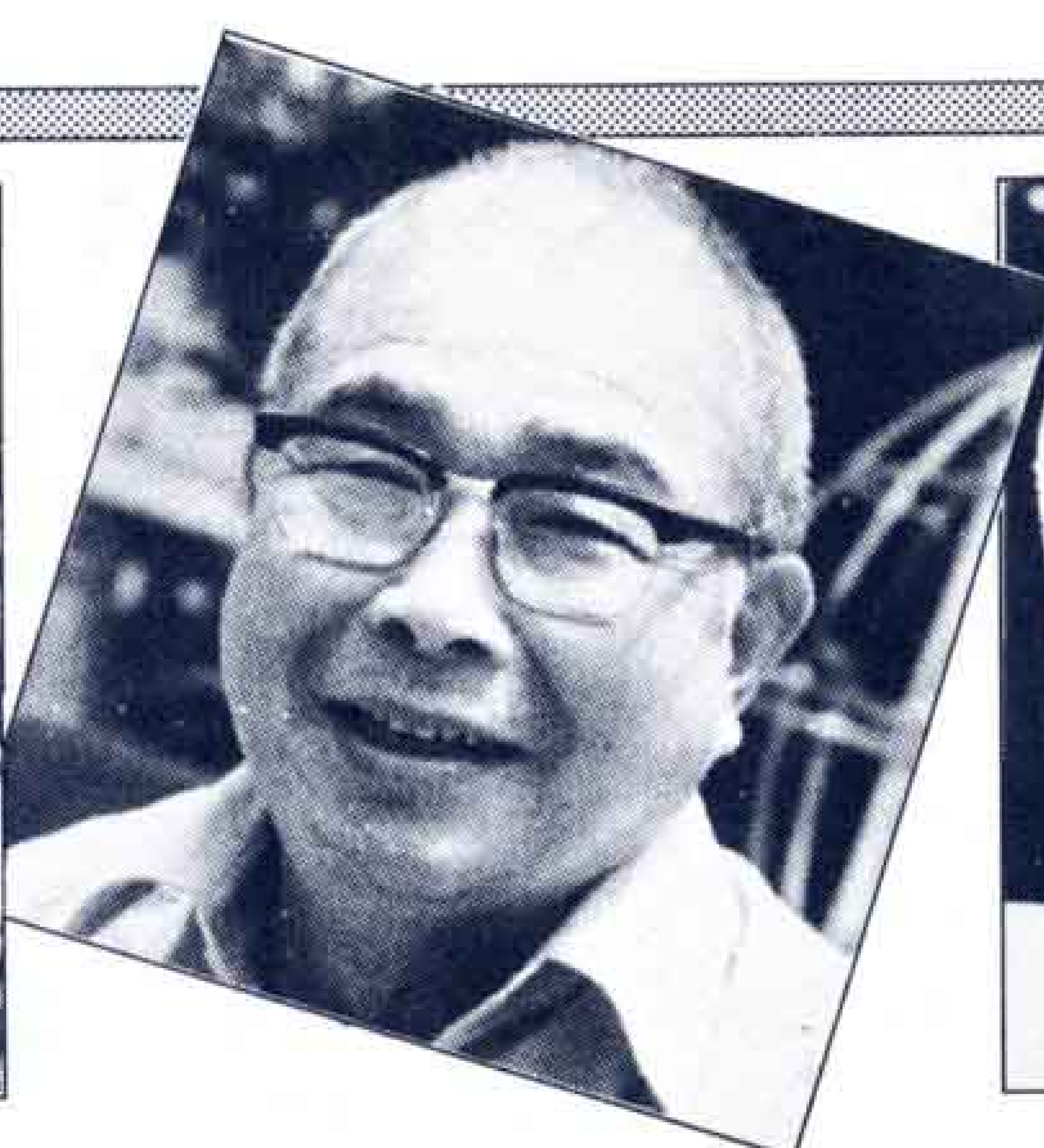
このように多額の医療費の支払いにあてられる財源は、先にも述べたように、被保険者の皆さんが納めた国保税と国や市からの補助金で賄っています。したがって、国保税を滞納する人が増えると、毎月の医療費の支払いが困難になります。また、病人が増え医療費が多くなれば、それだけたくさんの国保税をみんなで出し合わなければなりません。

国保はあなたの家計と同じです。ちょっとした心がけがあなたの家計を助けるように、自分の健康への注意や国保への理解が国保の財政を助けることになります。

守ってほしい納期限

現在、使用している被保険者証の有効期限は今年の9月30日までです。

また、被保険者となっている家族のうちに、他の医療保険(社会保険



など)の資格を取得、または喪失した方など異動のあった場合は、14日以内に届出をしてください。

国保税の納期は、7月・8月・10月・11月・1月・2月期です。

納期が遅れると延滞金がついたり滞納処分を受けることになります。

さらに、延滞が続けば富士市の国保の他の加入者に余分な負担を負わせるなど、みんなに迷惑をかけることになります。国保税は必ず納期内に納めてください。国保税を納めることはあなたの最も大切な義務です。

こんなときは必ず届出を

次のことがあったときは、14日以内に市民課で手続きをしてください。

	こ ん な と き 手 続 き を	手 続 き に 必 要 な も の
は い る 場 合	職場の健康保険をやめたとき	印かん 職場の健康保険をやめた証明書
	富士市へ転入したとき	印かん、転出証明書
	子供が生まれたとき	印かん、被保険者証、母子手帳
や め る 場 合	職場の健康保険にはいったとき	印かん 職場の健康保険へ加入した証明書
	富士市外へ転出するとき	印かん、被保険者証
	死亡したとき	" "
そ の 他	被保険者証をなくしたとき	印かん
	住所・氏名・世帯主がかわったとき	印かん、被保険者証
	出張、旅行などや長期間住所をはなれるとき	" "
	大学などに入学し、他市町村へ下宿したとき	印かん、被保険者証、在学証明書

豊かな老後は国民年金で

国民年金は、厚生年金や共済組合など職場の年金制度に加入していない農業や商業などの自営業の人と、その家族を対象にした年金制度です。

年をとったときや障害者になったとき、母子世帯になったとき年金を受け、生活の安定をはかることを目的にしています。

国の事業として運営している国民年金は、物価の上昇に応じて年金額を引き上げる、物価スライド制を取り入れています。

したがって、年金額は毎年増え続けています。年金額が増えると、国民年金財政の均衡を保つうえからも、保険料を引き上げなければなりません。

★繰上げ請求をした場合の受給率

年 齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
受給率	58%	65%	72%	80%	89%

保険料は月額5,220円

現在、保険料は月額5,220円です。将来、より多くの年金を受けたい人は、400円を上積みして納める付加年金のしくみがあります。

保険料は1年分まとめて前納すると割引されます。納めた保険料は、申告すれば社会保険料として、所得控除が受けられます。

国民年金への加入は、日本国内に住んでいる20歳から59歳までの人で、次に該当する場合です。

必ず加入しなければならない人

農林漁業や商業などの自営業の人とその家族及び、厚生年金などの職場の年金に加入していない人とその家族。

希望で加入する人

▷厚生年金や共済組合などの国民年金以外の年金制

度に加入している人の配偶者。

▷年金や恩給を受けている人及び昼間部の大学生など。

こんな年金があります

老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金、死亡一時金

保険料の払込みは

自治会とか、婦人会などの納付組織に加入して納める方法。または電気料や電話料のように、口座振替で納める方法があります。

金融機関に直接納める方法は、納め忘れがちです。納付組織に加入するか、口座振替を活用しましょう。
※国民健康保険、国民年金についての問合せは、市役所保険年金課へ

☎51-0123 内線

(年金 261~264)
国保 265~269)